

# 壬生町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

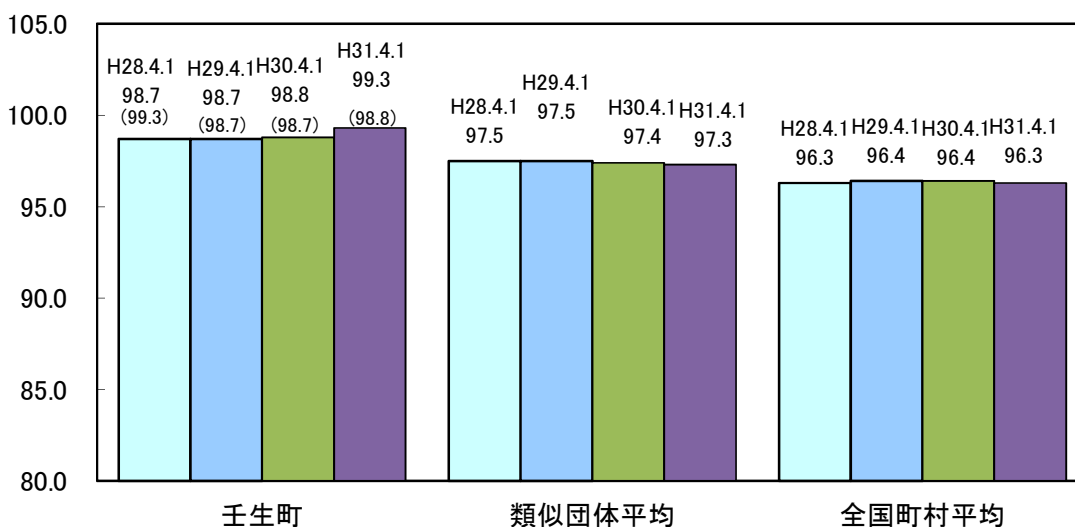
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	39,526	12,682,054	488,858	1,809,686	14.3	14.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	211	798,820	158,826	317,681	1,275,327	6,044	5,792

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

団塊世代の定年退職が増加傾向であり、係長級以上の職への昇任のスピードが速まっている。公務員の給料は職務給の原則であることから、昇任すると給料水準が上がるため、昇任スピードが速まると、経験年数が同じ職員同士を比較する場合給料月額が高くなることから、ラスパイレス指数を押し上げている要因の一つと考えられる。  
 今後については、定年退職者が減少していくことが予想され、昇任スピードも落ち着く傾向にあることから、ラスパイレス指数についても同様に落ち着くことが予想される。また、国の人事院勧告を尊重した給与の改定や従来の制度のものを見直しを図るなど、適正な職員の給与水準の確保に努めていく。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	人事委員会を設置していないため未記入				%	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	人事委員会を設置していないため未記入				月	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

制度なし

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	40.2 歳	303,700 円	364,017 円	329,819 円
栃木県	42.9 歳	332,451 円	407,187 円	364,348 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	49.9 歳	17 人	260,500 円	274,941 円	268,841 円
うち学校給食員	57.2 歳	3 人	250,100 円	253,900 円	250,100 円
うち用務員	49.2 歳	5 人	271,800 円	282,360 円	279,720 円
うち自動車運転手	43.3 歳	3 人	269,400 円	308,567 円	288,267 円
栃木県	53.5 歳	229 人	343,741 円	388,222 円	368,134 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
類似団体	50.9 歳	9 人	296,059 円	329,225 円	314,491 円

区分	民間			参考 A/B	年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
壬生町	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	44.8 歳	254,100 円	1.00	4,296,400 円	3,352,100 円	1.28
うち用務員	用務員	53.9 歳	221,700 円	1.27	4,854,220 円	2,968,500 円	1.64
うち自動車運転手	自家用自動車運転者	55.6 歳	211,600 円	1.46	4,744,804 円	2,883,400 円	1.65

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 28 ~ 30 年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### ③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	36.8 歳	279,700 円	345,942 円	299,275 円
栃木県	42.7 歳	315,948 円	392,132 円	359,153 円
国	42.9 歳	359,720 円	—	436,869 円
類似団体	37.6 歳	280,416 円	369,040 円	307,743 円

#### ④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	40.2 歳	309,000 円	337,394 円	316,538 円
栃木県	41.4 歳	322,343 円	420,505 円	358,658 円
国	43.1 歳	332,689 円	—	385,624 円
類似団体	38.4 歳	273,734 円	307,428 円	290,195 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

#### (2) 職員の初任給の状況 (31年4月1日現在)

区分		壬生町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	188,700 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	154,900 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	152,700 円	—
	中学卒	138,000 円	139,900 円	—

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,700 円	358,200 円	373,975 円	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

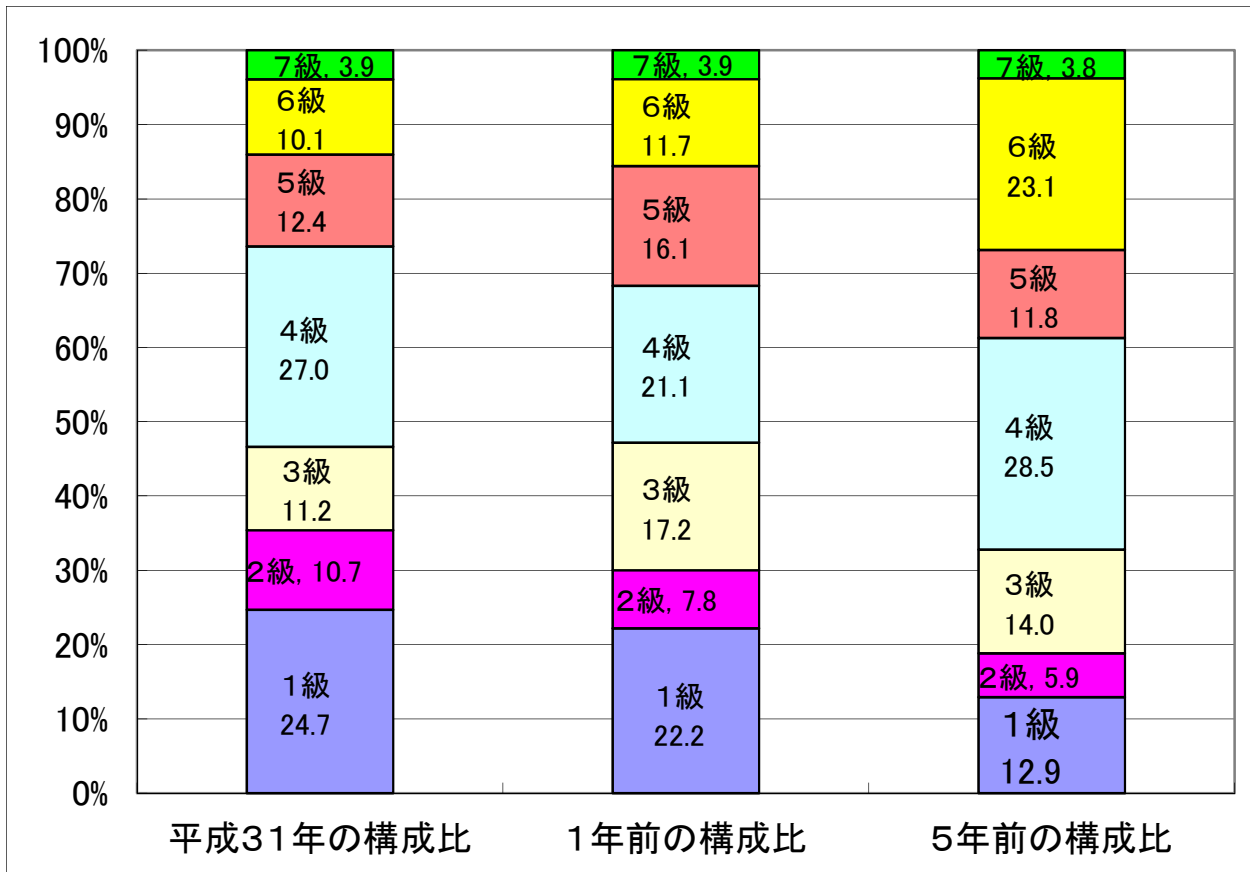
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (31年4月1日現在)

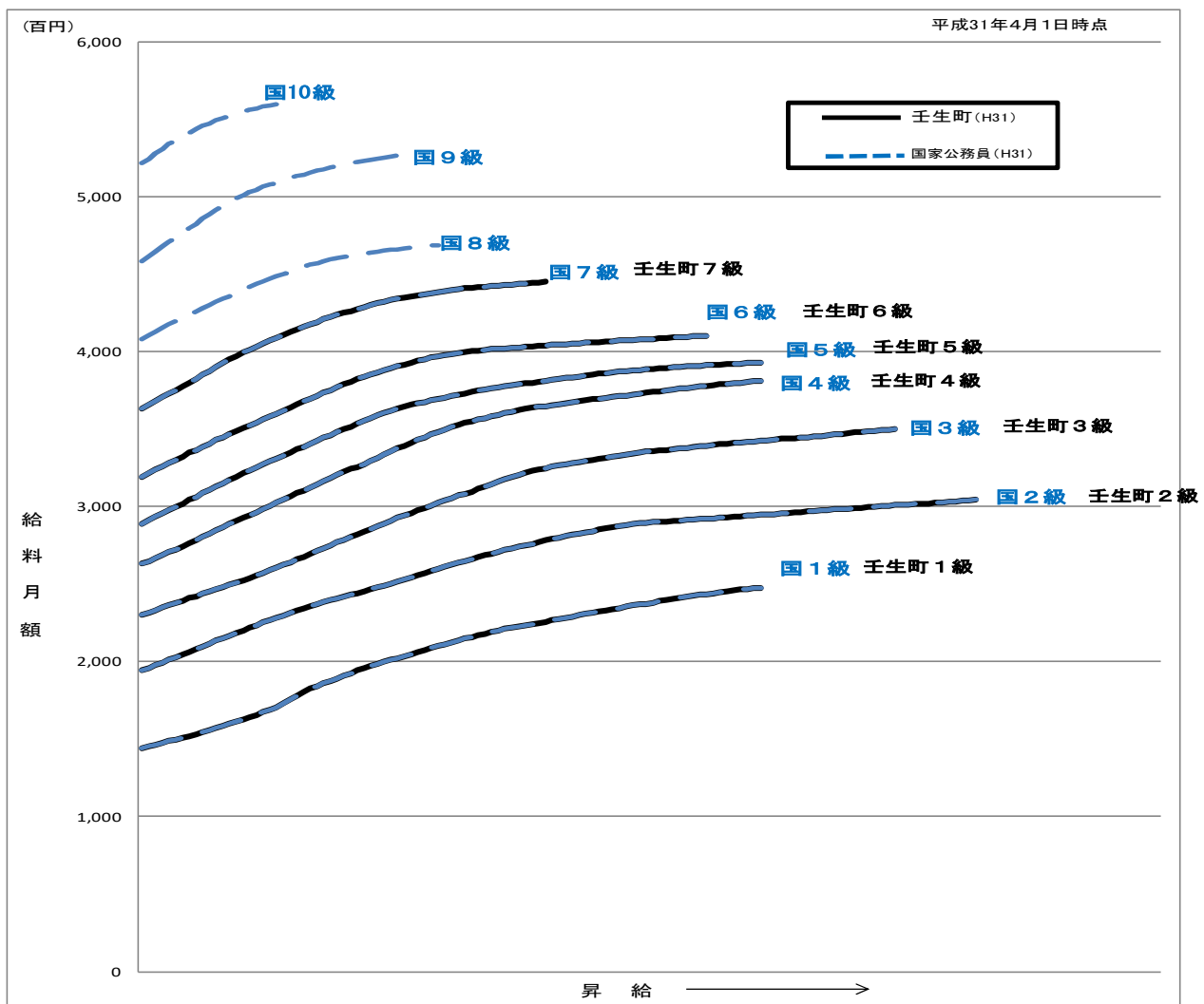
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	7人	3.9 %	362,900円	444,900円
6 級	課長・事務局長の職務・困難な業務を分掌する主幹	18人	10.1 %	319,200円	410,200円
5 級	主幹の職務・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐	22人	12.4 %	288,900円	393,000円
4 級	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	48人	27.0 %	263,000円	381,000円
3 級	主査の職務	20人	11.2 %	230,000円	350,000円
2 級	主任の職務	19人	10.7 %	194,000円	304,200円
1 級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	44人	24.7 %	144,100円	247,600円

(注) 1 壬生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (壬生町)

平成31年4月2日 から 令和2年4月1日		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壬生町		栃木県		国	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)		—	
1,512 千円		1,737 千円			
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
( 1.45 )月分	( 0.90 )月分	( 1.45 )月分	( 0.90 )月分	( 1.45 )月分	( 0.90 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 15～22%		・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (壬生町)

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ (一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (31年4月1日現在)

壬生町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 制度無し )					
1人当たり平均支給額 17,873 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)				千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
制度無し				

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		20	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		6,667	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度決算)		1.42	%	
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員の特種勤務手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の防疫に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の看護若しくは感染症の原因となる病原体の附着し、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症の原因となる病原体を有する家畜若しくは感染症の原因となる病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	日額600円
行旅死病人等収容作業従事職員の特種勤務手当	行旅死病人等収容作業に従事した職員	行旅死病人又は変死人の収容、立会作業等に従事したとき	20 千円	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	69,028	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	388	千円
支給実績(29年度決算)	64,639	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	387	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同じ		19,738 千円	209,973 円
住居手当	住宅を借り受け又は購入した職員に支給する手当	借家 家賃に応じ月額27,000円以内	同じ		10,928 千円	260,198 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は自動車等を使用した職員に支給する手当	交通機関利用者 運賃相当額 自家用車等利用者 月額2,000円～31,600円 支給限度額 月額換算55,000円	同じ		14,179 千円	65,041 円



管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する手当	部長 月額79,650円 参事 月額75,225円 課長 月額62,325円 主幹(困難な事務を分掌するもの) 月額41,550円 主幹(上記以外) 月額39,660円 所長、園長、館長 月額29,616円	異なる	支給額	38,443 千円	591,426 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に庁舎の保全等を目的とする勤務をした職員に支給する手当	日直勤務1回につき4,400円 (勤務時間が5時間未満の場合は勤務1回につき2,200円)	同じ		1,549 千円	12,695 円

## 5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料 報酬	町長	850,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 517,800 円
	( )	( )	
	副町長	700,000 円	760,000 円 / 384,000 円
	( )	( )	
	議長	400,000 円	499,000 円 / 252,000 円
	( )	( )	
報酬	副議長	335,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	( )	( )	
	議員	300,000 円	400,000 円 / 174,000 円
( )	( )	( )	
期末手当	町長	(30年度支給割合) 3.35 月分	
	副町長	(29年度支給割合) 3.30 月分	
退職手当	町長	(算定方式) 850,000円×在職月数×0.42	(1期の手当額) 17,136千円
	副町長	700,000円×在職月数×0.25	8,400千円
	備考		(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

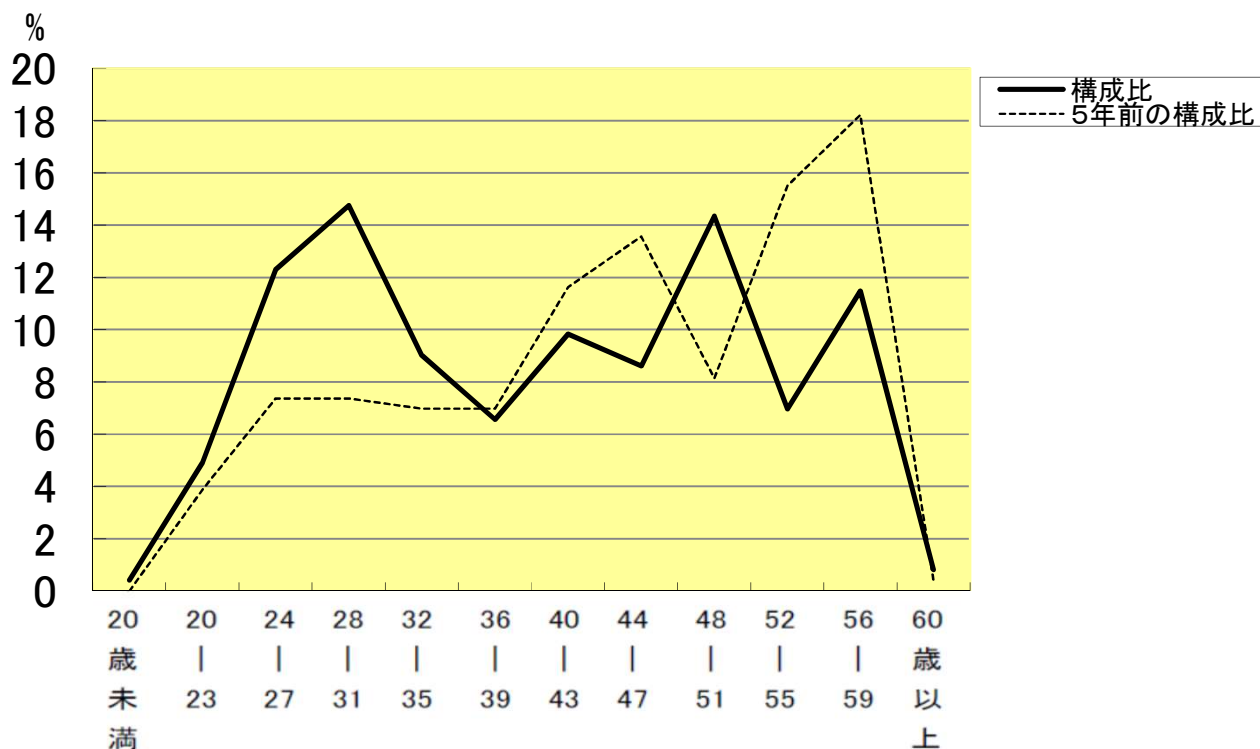
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成31年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		短時間再任用職員雇用に伴う減員
		総務企画	58	59	-1	
		税務	12	12		
		民生	52	55	-3	
		衛生	8	8		
		労働				
		農林水産	12	13	-1	
		商工	5	4	1	
	土木	28	27	1		
		計	178	181	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 45.03 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 51.08 人)
	教育部門	33	30	3	職員配置見直し等による増員	
	消防部門					
	小計	211	211		<参考> 人口1万当たり職員数 53.38 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.10 人)	



公営企業等部門	水道	7	7		後期高齢広域連合派遣終了に伴う減員
	下水道 その他	10 16	10 17	-1	
	小計	33	34	-1	
合計		244 [ 340 ]	245 [ 340 ]	-1 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 61.73 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	12人	30人	36人	22人	16人	24人	21人	35人	17人	28人	2人	244人

## (3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		182	186	188	186	181	178	-4 (97.8%)
教育		41	39	34	32	31	33	-8 (80.5%)
消防								
普通会計計		223	225	222	218	212	211	-12 (94.6%)
公営企業等会計計		35	33	33	33	33	33	-2 (94.3%)
総合計		258	258	255	251	245	244	-14 (94.6%)

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	468,735	149,989	51,673	11.0	11.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	7	27,418	3,070	10,542	41,030	5,861

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,180

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

##### イ 特記事項

一般行政職と同様に管理職手当を定率制から職名に応じた定額制に移行（平成19年度から）

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
壬 生 町	43.6 歳	334,843 円	493,343 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事 業 者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 基本給は、給料と扶養手当の合算額です。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				壬生町(一般行政)			
1人当たり平均支給額(30年度)				1人当たり平均支給額(30年度)			
1,616 千円				1,512 千円			
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分	
( 1.45 )月分		( 0.90 )月分		( 1.45 )月分		( 0.90 )月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当 (31年4月1日現在)

水道事業				壬生町(一般行政)			
(支給率)		自己都合 応募認定・定年		(支給率)		自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			
(2%～45%加算)				(2%～45%加算)			
(退職時特別昇給 制度無し )				(退職時特別昇給 制度無し )			
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 21,651 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
制度無し			

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		0	円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度決算)		0	%
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)
			左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	1,375	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	275	千円
支給実績(29年度決算)	1,539	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	385	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同じ		1,314	千円
住居手当		同じ			千円
通勤手当		同じ		442	千円
管理職手当		同じ		1,224	千円
宿日直手当		同じ		53	千円
					円
					円
					円
					円
					円